

噴火警戒レベルに応じた国、県及び市町の防災体制（案）

※県及び市町の地域防災計画、弥陀ヶ原火山避難計画を策定するにあたり噴火警戒レベル

に応じた国、県及び市町の防災体制（案）を整理したもの。

レベル	富山県側の体制	
	富山県（案）	立山町（案）
レベル1 活火山で あること に留意	<p>【第1非常配備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火山の状況に関する解説情報等が発表され、噴火の前兆現象等が確認されたとき</li> <li>○防災・危機管理課、消防課：各課2～3名程度</li> <li>・関係機関との情報共有</li> <li>・気象庁、気象台からの情報収集</li> <li>・報道機関対応</li> </ul>	<p>【第1非常配備】（準備体制）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火山の状況に関する解説情報等が発表され、噴火の前兆現象等が確認されたとき</li> <li>○総務課：防災担当職員</li> <li>・関係機関との情報共有</li> <li>・気象庁、気象台からの情報収集</li> <li>・報道機関対応</li> <li>・状況に応じて想定火口域の一部立入規制等</li> </ul>
レベル2 火口周辺 規制	<p>【第2非常配備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災・危機管理課、消防課： 各課員の3分の1程度</li> <li>○観光振興室、自然保護課、道路課： 各課3～4名程度</li> <li>その他関係課は、警報の種類、危険予測の程度及び災害情報などによって上記に準ずる。</li> <li>・関係機関との情報共有</li> <li>・気象庁、気象台からの情報収集</li> <li>・報道機関対応</li> <li>・弥陀ヶ原火山防災協議会での対応協議</li> </ul>	<p>【第2非常配備】（警戒体制）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○総務課：係長以上の職員</li> <li>○関係課：係長以上の職員</li> <li>・関係機関との情報共有</li> <li>・気象庁、気象台からの情報収集</li> <li>・報道機関対応</li> <li>・弥陀ヶ原火山防災協議会での対応協議</li> <li>・室堂周辺観光施設、山小屋への情報提供及び避難誘導</li> <li>・想定火口域への立入規制実施（規制看板等設置）</li> <li>・地域住民及び登山者・観光客等への周知メール配信、町ホームページ等</li> </ul>
レベル3 入山規制 (概ね 1.5km以 内 の範 囲)	<p>【第3非常配備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○関係各課全員</li> <li>災害対策に万全を期すため、当該災害に關係ある各課全員があたる。</li> <li>・関係機関との情報共有</li> <li>・気象庁、気象台からの情報収集</li> <li>・報道機関対応</li> <li>・弥陀ヶ原火山防災協議会での対応協議</li> <li>・広域調整等</li> </ul>	<p>【第3非常配備】（災害対策本部）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○関係各課全員</li> <li>・関係機関との情報共有</li> <li>・気象庁、気象台からの情報収集</li> <li>・報道機関対応</li> <li>・弥陀ヶ原火山防災協議会での対応協議</li> <li>・室堂周辺観光施設、山小屋への情報提供及び避難誘導</li> <li>・入山規制の実施（規制看板等設置）</li> <li>・町観光協会、観光施設、地域住民、登山者・観光客等への周知メール配信、町ホームページ等</li> <li>・避難所開設運営</li> <li>・救護所開設運営</li> </ul>
レベル3 入山規制 (概ね 2.5km以 内 の範 囲)	上記と同じ	上記と同じ
レベル4 避難準備	上記と同じ	上記と同じ
レベル5 避難	上記と同じ	上記と同じ

レベル	富山県側の体制	
	富山市（案）	上市町（案）
レベル1 活火山で あること に留意	<p>【通常体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火山の状況に関する解説情報等が発表され、噴火の前兆現象等が確認されたとき</li> </ul> <p>○防災対策課：担当者</p>	<p>【通常体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火山の状況に関する解説情報等が発表され、噴火の前兆現象等が確認されたとき</li> </ul> <p>○総務課：防災担当者</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との情報共有</li> <li>・気象庁、気象台からの情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との情報共有</li> <li>・気象庁、気象台からの情報収集</li> </ul>
レベル2 火口周辺 規制	<p>【第1非常配備】</p> <p>○関係各課：数名</p>	<p>【事前配備】</p> <p>○総務課：係長以上及び防災担当者</p> <p>○関係課：担当者</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との情報共有</li> <li>・気象庁、気象台からの情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との情報共有</li> <li>・気象庁、気象台からの情報収集</li> </ul>
レベル3 入山規制 ( 概ね 1.5km 以 内 の 範 囲)	<p>【第2非常配備】</p> <p>○関係各課：概ね5割の職員</p>	<p>【非常配備】</p> <p>○総務課：全職員</p> <p>○関係課：係長以上及び町内在住の職員</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との情報共有</li> <li>・気象庁、気象台からの情報収集</li> <li>・弥陀ヶ原火山防災協議会での対応協議</li> <li>・地域住民及び登山者・観光客等への周知、ホームページ等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との情報共有</li> <li>・気象庁、気象台からの情報収集</li> <li>・弥陀ヶ原火山防災協議会での対応協議</li> <li>・入山規制の実施</li> <li>・地域住民及び登山者・観光客等への周知、町ホームページ等</li> </ul>
レベル3 入山規制 ( 概ね 2.5km 以 内 の 範 囲)	<p>【第3非常配備】</p> <p>○関係各課：全職員</p> <p>災害対策に万全を期すため、当該災害に關係ある各課全員があたる。</p>	上記と同じ
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との情報共有</li> <li>・気象庁、気象台からの情報収集</li> <li>・弥陀ヶ原火山防災協議会での対応協議</li> <li>・入山規制の実施</li> <li>・地域住民及び登山者・観光客等への周知、ホームページ等</li> </ul>	
レベル4 避難準備	上記と同じ	<p>【緊急配備】(災害対策本部)</p> <p>○全職員</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との情報共有</li> <li>・気象庁、気象台からの情報収集</li> <li>・弥陀ヶ原火山防災協議会での対応協議</li> <li>・入山規制の実施</li> <li>・地域住民及び登山者・観光客等への周知、町ホームページ等</li> </ul>
レベル5 避難	上記と同じ	上記と同じ

レベル	長野県側の体制	
	長野県（案）	大町市（案）
レベル1 活火山で とに留意	<p><b>【通常体制】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火山の状況に関する解説情報等が発表され、噴火の前兆現象等が確認されたとき</li> <li>・関係機関との情報共有</li> <li>・気象庁、気象台からの情報収集</li> </ul>	<p><b>【警戒準備 1】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火山の状況に関する解説情報等が発表され、噴火の前兆現象等が確認されたとき</li> <li>○消防防災課担当（閉庁時は当番）</li> <li>・関係機関との情報共有</li> <li>・気象庁、気象台からの情報収集</li> </ul>
レベル2 火口周辺 規制	<p><b>【警戒一次体制（通常）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○それぞれの担当課が日常対応の中で処理する。</li> <li>・関係機関との情報共有</li> <li>・気象庁、気象台からの情報収集</li> </ul>	<p><b>【警戒準備 2】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○消防防災課及び観光課係長以上 (事象発生が遠隔地のため警戒準備を継続)</li> <li>・関係機関との情報共有</li> <li>・気象庁、気象台からの情報収集</li> <li>・警戒体制への移行準備</li> </ul>
レベル3 入山規制 (概ね 1.5km 以 内の範 囲)	<p><b>【警戒二次体制】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○危機管理部局 5~10名、他部局 10~20名 が参集する体制</li> <li>・関係機関との情報共有</li> <li>・気象庁、気象台からの情報収集</li> <li>・弥陀ヶ原火山防災協議会での対応協議</li> </ul>	<p><b>【警戒体制】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○消防防災課及び観光課全職員</li> <li>・関係機関との情報共有</li> <li>・気象庁、気象台からの情報収集</li> <li>・弥陀ヶ原火山防災協議会での対応協議</li> <li>・気象観測の開始</li> <li>・非常体制への移行準備</li> <li>・関係機関と連携し交通（入山）規制</li> <li>・アルペルート迂回路案内所開設（扇沢）</li> </ul>
レベル3 入山規制 (概ね 2.5km 以 内の範 囲)	<p><b>【警戒二次体制】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○危機管理部局 5~10名、他部局 10~20人 が参集する体制</li> <li>・関係機関との情報共有</li> <li>・気象庁、気象台からの情報収集</li> <li>・弥陀ヶ原火山防災協議会での対応協議</li> </ul>	<p><b>【非常体制】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○警戒体制に加え関係課係長以上</li> <li>・関係機関との情報共有</li> <li>・気象庁、気象台からの情報収集</li> <li>・弥陀ヶ原火山防災協議会での対応協議</li> <li>・緊急体制への移行準備</li> <li>・交通規制継続</li> <li>・迂回路、宿泊案内所開設（大町温泉郷）</li> <li>・一次避難所設置準備（大町温泉郷森林劇場）</li> </ul>
レベル4 避難準備	<p><b>【非常体制】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○危機管理部局（全員）、他部局 100~150名 が参集する体制</li> <li>・関係機関との情報共有</li> <li>・気象庁、気象台からの情報収集</li> <li>・弥陀ヶ原火山防災協議会での対応協議</li> </ul>	<p><b>【緊急体制 1】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○非常体制に加え関係課全職員</li> <li>・関係機関との情報共有</li> <li>・気象庁、気象台からの情報収集</li> <li>・弥陀ヶ原火山防災協議会での対応協議</li> <li>・交通規制継続</li> <li>・一次避難所開設（大町温泉郷森林劇場）</li> <li>・避難所設置準備（上原の湯他）</li> <li>・救護所設置準備（加藤診療所）</li> <li>・避難者、観光客等輸送準備</li> </ul>
レベル5 避難	<p><b>【緊急体制】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○危機管理部局（全員）、他部局から 300~400 名が参集される体制</li> <li>・関係機関との情報共有</li> <li>・気象庁、気象台からの情報収集</li> <li>・弥陀ヶ原火山防災協議会での対応協議</li> </ul>	<p><b>【緊急体制 2】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○全職員</li> <li>・関係機関との情報共有</li> <li>・気象庁、気象台からの情報収集</li> <li>・弥陀ヶ原火山防災協議会での対応協議</li> <li>・交通規制継続</li> <li>・避難所、救護所開設</li> <li>・避難者、観光客等のターミナル駅への輸送</li> </ul>

## ●国

国は、噴火警戒レベル3以上に相当する噴火警報が発表され、噴火による被害の状況及び噴火警戒レベル引き上げによる影響を踏まえ必要と認められる場合には、噴火等に関する各種情報の交換や、関係機関が実施する応急対策について相互に協力するため、国、弥陀ヶ原火山防災協議会等の関係者で構成される合同会議等を開催、設置する。

また、合同会議等の開催場所については、被害状況等により、決定する。

### 国の体制

警報	噴火警戒レベル	現地の体制	政府の体制
噴火警報 (特別警報)	レベル5（避難）	噴火による被害の状況及び噴火警戒レベル引き上げによる影響を踏まえ、必要に応じて開催、設置	噴火による被害の状況及び噴火警戒レベル引き上げによる影響を踏まえ、必要に応じて開催、設置
	レベル4（避難準備）		
火口周辺警報	レベル3（入山規制） ※レベル3（概ね2.5km以内の範囲）も同様	<ul style="list-style-type: none"><li>・緊急（非常）災害現地対策本部</li><li>・政府現地災害対策室</li><li>・火山災害現地警戒室</li><li>・火山災害現地連絡室</li><li>・火山災害対策合同会議</li><li>・火山災害警戒合同会議</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・緊急（非常）災害対策本部</li><li>・火山災害警戒本部（レベル4以上）</li><li>・関係省庁災害対策会議</li><li>・関係省庁災害警戒会議</li></ul>